

財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、昭和 60 年度以後に取得した取得原価が不明なものにつきましては、再調達価額で計上しています。

② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除く）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当なし

② 徴収不能引当金

該当なし

③ 退職手当引当金

該当なし

④ 損失補償等引当金

該当なし

⑤ 賞与等引当金

該当なし

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（静香苑環境施設組合資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計のみ

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ③ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 該当なし

- ④ 繰越事業に係る将来の支出予定額 該当なし

- ⑤ 過年度修正等に関する事項 該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

平成 30 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当なし

- ② 減債基金に係る積立不足額 該当なし

- ③ 基金借入金（繰替運用） 該当なし

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 該当なし

- ⑤ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 7,146 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支（プライマリーバランス） 226,557 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	344,365 千円	332,438 千円
繰越金に伴う差額	8,162 千円	0 千円
地方自治法第 233 条第 2 項による基金繰入額に伴う差額	0 千円	0 千円
資金収支計算書	336,203 千円	332,438 千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	216,017 千円
減価償却費	▲93,128 千円
資産除売却損	▲ 413 千円
純資産変動計算書の本年度差額	122,476 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 0 千円

一時借入金に係る利子額 0 千円

⑤ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 8,245 千円